

平成 29 年度 稚内市経営方針

本方針は、平成 29 年度の市政運営において重点的に取り組むべき施策の方向性や見直し事項を、早い段階で明らかにするもので、平成 29 年度の予算編成や各部の予算要求、また改革・改善などは、本方針を踏まえて行います。

ただし、今後の国の動向等によっては、以下に示した内容を一部変更せざるを得ない状況も想定されますので、留意願います。

平成 28 年 11 月

稚 内 市

1 経済情勢と国の動向

日本経済は、内閣府が平成 28 年 9 月に発表した「月例経済報告」において、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」としている一方で、「ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」としています。

こうした中、政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」、「日本再興戦略 2016」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行するとしています。

国の平成 29 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」を踏まえ、引き続き「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

地方財政については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしています。

また、歳入面においては、「経済・財政再生計画」に沿って、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとしています。

2 本市の財政状況

平成 27 年度決算においては、地方自治体財政健全化法に基づく 4 つの指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費率・将来負担比率）のほか、経常収支比率及び財政力指数ともに上向きの数値結果となり、各種指標においては、健全な財政運営に努めることができたと言える結果となりました。

しかし、自主財源の根幹である市税においては、法人市民税割の税率引き下げの影響等による収入が減少するほか、平成 28 年度以降もホタテ漁業被害等による漁業所得の減収等の影響により、税収はさらに落ち込むことが予想されています。

一方、歳出においては、義務的経費における人件費は、定員適正化計画の実施により減少したものの、公債費と扶助費、そのほか社会保障制度に関連する特別会計への繰出金等は増加という結果になりました。

基金残高については、地方交付税の増加や国の経済対策などにより、必要最低限の基金の取崩しに止め財政運営に取り組んだことにより、約 36 億円まで残高を増やすことができました。

市債の残高については、全会計合わせて、平成 27 年度末で約 381 億円となっており、前年度と比較して約 10 億円減少しています。

市債は、世代間の負担を公平に調整するために必要なものですが、将来世代への負担を抑制していくことは必要であり、市債発行額は元金償還金以内という考えを堅持し、着実に残高を減少させていくことで、公債費負担を抑制していくよう執り進めることとしています。

平成 28 年度は、ふるさと納税の増加が見込まれているものの、義務的経費や災害による復旧費の増加により、基金に頼らざるを得ない状況となっています。

平成 29 年度以降の本市財政見通しについては、少子高齢化がさらに加速すると推測されており、扶助費をはじめ、社会保障関連経費が増加することや、平成 29 年度から平成 31 年度をピークに大型建設事業が続くことが見込まれていることから、財政需要が累増することは避けられないため、これまで進めてきた事務・事業であっても、改めて事業効果等を再検証しながら、平成 29 年度予算編成においては、財政の健全性を堅持し、持続可能な財政基盤の確立に努めていきたいと考えています。

※ 詳細は、本市ホームページに掲載している『稚内市財政の状況』（平成 27 年度決算概要及び健全化判断比率の概要）を参照のこと。

3 政策推進の基本姿勢

平成 27 年第 4 回定例会（平成 27 年 6 月）における所信表明において、今後 4 年間の市政運営の柱として、下記の 4 つの基本方針を示したところです。引き続き、この基本方針の達成に向けて、国や北海道、周辺市町村、さらには関係団体等と連携を深めながら、それぞれの取り組みを着実に推進してください。

また、「第 4 次稚内市総合計画」については、平成 26 年度から後期基本計画がスタートし 4 年目となります。将来都市像の『人が行き交う環境都市わっかない』の実現を目指し、各施策や事業の目標達成に向けて、着実に取り組みを進めるとともに、適切な進捗管理を行って下さい。

《今後 4 年間の基本方針》

I 「まちの可能性を実感し、未来を拓く市政」の推進

- 産業の自立化と振興
- 国際化を目指した港湾の強化
- 未来志向のサハリンとの経済交流の拡大
- 新エネルギーの推進と水素資源等の活用

II 「みんなが共感し合う市政」の推進

- 笑顔が広がる子育て支援のさらなる充実
- 女性や若者の活力を活かしたまちづくりの推進
- 元気なお年寄りの社会参加への応援
- 誇りを持てる教育とスポーツの充実

III 「安心を実感できる市政」の推進

- 医療と福祉環境の充実
- 防災対策の強化
- 交通ネットワークと冬の住環境の充実

IV 「賑わいを実感できる市政」の推進

- 外国人観光客の誘致・拡大
- 中心市街地の魅力の拡大
- 各種大会・会議の誘致・拡充
- 移住・定住の拡大

4 平成 29 年度の重点取組事項

(1) 市長公約（2 期目の 10 の約束）の推進

平成 29 年度は、平成 27 年 5 月の 2 期目就任から 3 年目となる折り返しの年となります。公約として掲げた「2 期目の 10 の約束」について、改めてその進捗状況について確認し、実現に向けて着実に取り組んでください。

- 1 稚内港の拠点機能を高め、サハリンとの物流を促進します。
- 2 風力発電利用の未来の姿を、このまちから発信します。
- 3 「病児・病後児保育所」の開設や、「へき地保育所」の整備を進めます。
- 4 「(仮称)子育て支援ウェブサイト」を開設します。
- 5 様々な世代による「コミュニティビジネス」の創設を支援します。
- 6 スポーツ施設の充実に取り組みます。
- 7 勤務医、開業医とも医師の確保に取り組みます。
- 8 全ての小中学校の耐震化を進めます。
- 9 外国人観光客の倍増を目指します。
- 10 「ちょっと暮らし」への取り組みを拡大し、年間 300 組以上の家族の利用を実現します。

(2) 稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

本市では、平成 27 年 10 月に「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本戦略に基づき、平成 28 年度においても、新たな産業振興施策の実施や、妊娠・出産・子育て支援策の拡充等を図ってきたところでありますが、依然として人口減少は進行している状況にあります。

この状況に何とか歯止めをかけるため、平成 29 年度においても、引き続き、本戦略の取り組みを精力的に進めてください。

また、現在、「少子化対策プロジェクト」において、少子化対策に関する新たな政策提案の検討を行っていますので、事業化に向けて、各部協力の下、取り組んでください。

(3) 第 2 期宗谷定住自立圏共生ビジョンの推進

宗谷定住自立圏の中心市である稚内市では、平成 23 年 1 月に管内町村と「定住自立圏形成協定」を締結し、連携して取り組む具体的事業等を示した「宗谷定住自立圏共生ビジョン」に基づき、これまで圏域町村とともに、人口定住のために必要な生活機能の確保等に向け取り組んできました。

この度、平成 28 年度から平成 32 年度までを期間とする第 2 期共生ビジョンを作成しましたので、平成 29 年度は、本ビジョンにおける連携事業の推進に向けて、圏域町村と連携を図りながら、中心市として、積極的な事業展開を進めてください。

5 特に留意すべき事項について

(1) 新たな予算編成方式の導入について

平成 29 年度の予算編成については、限られた財源を効果的に配分するため、新たに経常経費における一般財源の「枠配分方式」を導入します。

詳しい内容については、6 頁以降の「6 平成 29 年度予算編成について」に記載していますが、各部課でこれまでの事業内容や効果等について、あらためて検証し、各部長のリーダーシップの下、十分精査の上、予算要求を行ってください。

(2) 事業評価における検討事項等について

事業評価については、今年度から、各部重点取組方針の評価と連動させた新しい評価手法で実施しており、本年 10 月に中間評価、11 月から中間評価の結果を踏まえた理事者とのヒアリングを実施する予定となっています。

また、各部重点取組以外の事業については、評価シートは作成しませんが、各所管において、実施内容の振り返りを行うこととなっております。

平成 29 年度に向けては、これらの検証により、事業の進め方や効果等を適切に把握し、スクラップアンドビルドを含めた事業の改善や、予算編成に反映させてください。

(3) 公共施設等のあり方について

本市では、今後、一斉に大規模改修や建て替えの時期を迎える公共施設等を、総合的・計画的に管理するため、その中長期的な方針を示す「稚内市公共施設等総合管理計画」を平成 27 年度に策定しました。

本計画では、今後の人口減少等を踏まえ、公共施設全体の総床面積を 20 年間で 20%削減することを目標として掲げています。

各所管においては、保有している公共施設等について、本計画で示している基本方針等に基づき、必要な規模・量などについて、住民ニーズを踏まえながら、あらためて検証し、今後のあり方等について検討を進めてください。

各所管においては、本方針に基づいて、平成 29 年度の具体的事業展開を検討してください。

6 平成 29 年度予算編成について

平成 29 年度においても、厳しい財政運営は続いておりますが、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供し、住みよいまちを実現するためにも、常に既存事業の効果を検証し、より良いものとする努力を欠かすことはできません。

「稚内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、新たな事業を行う場合には、実施のための財源を既存事業の見直しにより生み出していくことが必要不可欠と考えております。

本市の平成 29 年度以降の財政状況や 8 月に総務省から出された「平成 29 年度地方財政収支の仮試算」では、現段階において、歳入面では地方交付税などの一般財源総額が縮減されることが想定され、歳出面においては扶助費をはじめ、社会保障関連経費や大型建設事業の実施のほか、老朽化した公共施設の維持管理費経費などに要する必要一般財源が累増することが想定されています。

このような厳しい財政見通しであることから、平成 29 年度の予算編成においては、今一度、「職員一人ひとりのコスト意識改革」、「既存事業に対する考え方の見直し」、「各部における経営マネジメント力の発揮」、「予算構成と執行管理」を徹底し、予算要求にあっては、充分精査し、事業の実施時期、事業規模、内容の見直しなど、各事業の総点検、部内調整はもちろんのこと、各部間との調整・工夫を図り、“稚内市”としての考え方、方向性を統一するよう努めて下さい。

I. 予算要求の基本的な考え方

(1) 政策事業経費

4 頁に記載されている市長公約に関する事業については、単に経費を積み上げ方式で要求するのではなく、事業計画並びに費用対効果を検討し、関係する所管課とも十分に協議するなど、他の事務・事業以上に精査・調整された上で予算要求して下さい。

また、その財源については、国道補助金の活用等、より優位性の高いメニューを選択するなどの工夫をしながら財源確保に努めて下さい。

(2) 経常経費における一般財源の枠配分方式

限られた経常経費における必要一般財源において、柔軟に事務事業を執りやすくするため、平成 29 年度の予算編成より「枠配分方式」を実施します。

(※配分額、配分内容等の詳細については、別途部課長宛通知します)

枠配分対象とする科目・金額の内訳については、過去 3 カ年の決算額ベースを根拠として算出します。

原則、一件査定は行いませんが、住民等サービスに支障を来さぬよう、適正・的確な予算措置となるよう留意して下さい。

なお、このことにより捻出された財源については、平成 30 年度予算に優先的に再配分する予定としております。

◆枠配分経費を設定する節区分

- 8 節 (報償費)
- 9 節 (旅費／普通旅費・費用弁償)
- 11 節 (需用費)
- 12 節 (役務費)
- 14 節 (使用料及び賃借料／器具借上料を除く)
- 16 節 (原材料費)
- 18 節 (備品購入費／図書購入費)

(3) 経常経費【枠配分以外】

上記 (2) における枠配分以外の経常経費においては財務課から示す事業経費とし、従来どおり一件査定を実施します。

既存事業についても時代や環境の変化を考慮され、ここ数年の決算額における分析はもとより、各事業の目的、効果、継続する意義を今一度検証された上で、決算額ベースを原則として予算要求して下さい。

特に、下記の扶助費等については増加傾向にあることから、入念な分析を行った上で、決算額ベースに準じた予算要求とすることとして下さい。

- 重度心身障害者医療扶助費
- 障害者自立支援関係扶助費
- ひとり親家庭等医療扶助費
- 乳幼児医療扶助費
- 生活保護関係扶助費
- 要保護・準要保護児童・生徒就学援助費
- 児童手当、児童扶養手当

※その他扶助費についても、決算額をベースに要求するよう努めて下さい。

(4) 臨時経費【新規事業含む】

上記(1)～(3)を除く単年及び短期的な事業実施にかかる経費とし、各課において優先順位を付して要求してください。

ソフト事業・ハード事業に関わらず、補助事業費の要求にあつては“補助対象となる経費のみの要求”とし、“いわゆる継ぎ足し単独分にかかる要求は認めません”ので、留意願います。

過去において国・道等の補助を受け実施していた事務事業であつて、補助制度終了後(交付税への一般財源化事業を除く)も引き続き継続している事業については、今年度は臨時経費にて要求して下さい。

さらに、新規事業にかかる要求にあつては、スクラップアンドビルドの観点に基づき、国道補助金などの活用はもちろんのこと、既存事業の廃止や縮小を明示し、スクラップした事業から生み出した財源の範囲内で予算要求されることを原則とします。

(予算要求時点で国道補助金の決定が不明なものは一般財源として見なします)

(5) 特別会計及び企業会計における予算要求の考え方

特別会計及び企業会計においては、従来どおり一件査定を行います。

財政健全化法の施行により、一般会計にとどまらず、特別会計、企業会計まで対象を広げた連結ベースでの財政指標が財政健全化の判断指標となっていることから、特別会計、企業会計の予算編成にあつては、税負担により賄うべき経費と受益者が負担すべき経費の区分を精査し、独立採算制の確保に努めてください。

各会計における要求額は、原則、繰出基準額としますが、繰出基準以上の要求をされる場合においては、臨時経費分として取り扱うこととしますので、その内容が把握できる算出資料を提出してください。

(6) 将来負担軽減(公債費の縮減)に向け努力します。

地方債の残高を抑制するため、「臨時財政対策債」などの特例的な地方債を除き、新規の地方債発行額を当該年度の地方債の元金償還額(公債費)を上回らないことを原則としていますので、**建設事業の要求にあつては、要求書提出前に必ず「財務課」と地方債発行額を協議**願います。

なお、協議の無い事業については、平成29年度予算化は認めません。

(7) 国、道の予算、施策動向の把握と対応に努めます。

国や道の施策、予算の動向の把握に努め、制度改正や補助金削減等により新たな負担が生じる場合には、市長会や関係団体と連携しながら適切に対処してください。

なお、平成29年度の動向が未確定のものについては、要求時点の情報により積算願います。

II. 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済情勢、国・道の予算編成、施策動向を把握し、適切に対処してください。

なお、平成 29 年度の動向が未確定のものについては、要求時点の情報により積算願います。

(8) 市税

市税については、引き続き徴収に努力し、徴収率の更なる向上を図ることにより税収の確保に努めてください。特に、滞納繰越分については、原因を分析した上で、安易に時効成立を迎えることなく、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めてください。

(9) 国・道支出金

国道支出金については、国や道の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、本市の施策推進上、必要があると認められるものについては、積極的に有利かつ有効性の高いメニューの選択・確保に努めてください。

(10) 使用料・手数料その他の税外収入

使用料・手数料その他の税外収入については、受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他都市における負担の実態等を把握し、コストと負担の関係を明確にし、必要に応じて見直しを行ってください。

秘書政策課において使用料・手数料における「減免申請等の見直し」が実施されることにより、捻出した一般財源を他事業へ活用することが可能となります。

また、未収金については、その原因を分析し、積極的な徴収対策を講じて、その解消に努めてください。

(11) 市債

市債発行は、後年度の公債費として、本市の一般財源の約 20%、約 30 億円を占める削減することのできない義務的な経費となります。

また、本市の実質公債費比率は他都市と比較し、高水準にあることから、今後の財政運営への影響を最小限とするため、事業の見直しやコスト縮減により発行の抑制に努め、特例的な地方債を除き、発行額が当該年度の地方債元金償還額を上回らないことを原則とします。

なお、地方債を財源とする事業については、I の (6) に記載したとおり、事前に財務課と協議してください。

Ⅲ. 歳出に関する事項

前年度の予算を安易に計上することなく、事業の目的、効果を十分検証するとともに、官と民の役割分担を踏まえ、厳しく見直しを行い、経費の節減に努めてください。

(12) 義務的経費

① 人件費

今後も総体的な人件費の節減に努めるとともに、諸手当の見直しについて引き続き検討してください。

② 扶助費

対象者数の増加など、今後、扶助費にかかる財政負担の増加は避けられないことから、特に市が単独で行う給付については、給付の実態や効果、認定基準のあり方を十分調査・検討の上、制度の見直しにより財源を生み出し、新たなニーズに対応できるよう努めてください。

(13) 投資的経費

公共施設にかかる投資的経費（建設事業費）については、緊急性・費用対効果・ランニングコストを十分検討するとともに、事業費の積算については、根拠を明確にしてください。

特に、緊急性については、各部・各課ではなく、市全体としての優先度を十分調整願います。

なお、施設の維持修繕・老朽化対策に係る経費については、“「稚内市公共施設総合管理計画」の基本的な考え方”に基づき、今後の修繕計画を明らかにするとともに、中長期の財政負担を考慮し検討してください。

(14) その他の経費

① 物件費

事務経費とされる賃金、旅費、需用費、役務費については、更なる経費削減に向け、各課の事業の内容を十分協議するなど、十分な調整をお願いします。

また、委託料については増加傾向にあるため、**事務・事業に係る委託料は、高度の専門的知識や委託によるコスト削減などの十分な検討を行うなど、安易な業務委託を避け、その必要性・緊急性を十分検討してください。**

特に賃金については、事務・事業を根本から見直すとともに、過去の職員定数削減を理由とした賃金職員の継続雇用は原則認めません。

② 補助費等

各種団体に対する運営補助金、実行委員会に対する事業補助金については、民間との役割分担を明確にし、費用対効果、補助率などについて、十分な精査と検証を行ってください。（ただし、債務負担行為を設定しているものは除く）

また、補助団体の決算において多額の繰越金が発生している場合などは、事業内容、補助の必要性を十分検討してください。

③ 債務負担行為

債務負担行為は、将来にわたる財政負担であり、財政健全化法の施行に伴い、「実質公債費比率」や「将来負担比率」にも影響を及ぼすこともあることから、将来見通しを十分精査の上、要求してください。

なお、将来に渡り予算措置を必要とするような案件については、事前に財務課と十分協議願います。

④ その他

北海道市長会主催の各種主管会議・担当者会議の開催にあたっては、下記のとおり取り決めされておりますので、留意願います。

- イ 開催会場は、極力、公的施設を利用し、有料看板等は設置しない。
- ロ 公的な情報交換会（懇親会）は、原則廃止する。
- ハ 開催地における施設の視察等は、原則廃止する。

IV. 平成 29 年度当初予算の事情聴取

歳出については、次の 2 区分でヒアリングを行います。

- ① 「7 節 賃金」については、人材育成課人事・厚生グループの事情聴取を行います。
- ② 枠配分経費のほか、上記の「節」を除き、事業ごとにまちづくり政策部長、財務課長による事情聴取を行い、副市長説明及び予算編成会議への案件を決定します。

年度途中の補正は、制度改正など正当な理由により過不足が生じた場合や、災害関係費等、緊急止むを得ないもの以外は行わないこととします。

平成 29 年度については、当初予算に要求のない経費や予算不足による差額、施設などの維持補修的な経費を補正要求することは、一切認めませんので、「予算要求に対する考え方の抜本的な見直し」を行ってください。

V. 公有財産（土地・建物）の所管替え

公共施設等の用途廃止により、行政財産から普通財産へ引き継ぐ場合は、立地場所等も勘案し、周辺住民等の意向も調整するなど、今後の利用計画等整理された上で財務課へ所管替えすることとします。